

# 福 小児マル福制度のご案内

正式名称：小児医療福祉費支給制度

- ▼ 対象になるかた：健康保険に加入をしており、出生から18歳に到達した最初の3月31日までのかた
- ▼ 日立市独自の制度：所得制限の撤廃、自己負担金の助成、入院時の食事代の助成

**600円未満の外来自己負担金や入院時食事代、県外での受診分は支給申請が必要です。**  
**詳細は下記をご確認いただくか、国民健康保険課へご連絡ください。**

<b>医療費の 助成 を受ける</b>	県内	<p>『マイナ保険証等』と『受給者証』を医療機関、薬局の窓口で提示してください。                  医療機関の窓口では、下記の自己負担金をお支払いください。</p> <p>外来自己負担金：1医療機関ごとに、1日600円を月2回まで                  入院自己負担金：1医療機関ごとに、1日300円を月3,000円限度まで</p> <p>※薬局では、自己負担金の支払いはありません。                  残りの医療費は、県や市が医療福祉費として医療機関へ支払います。</p>																							
	県外	<p>受給者証が医療機関の窓口で使用できません。                  医療機関では健康保険の一部負担金（2割や3割）をお支払いください。                  後日、窓口で支給申請が必要です。</p>																							
	<p><u>マル福制度が使用できないもの</u></p> <p>*健康保険が使用できない診療や薬                  *学校・幼稚園・保育園などの管理下(授業、部活動、登下校など)でのケガや病気                  →マル福制度の代わりに災害共済給付制度(スポーツ保険)を使用します。                  詳しくは学校・幼稚園・保育園の先生に確認してください。</p> <p><u>マル福制度を使用するとき、国民健康保険課に連絡が必要なもの</u></p> <p>*交通事故など、第三者の行為が原因となるケガや病気</p> <p><u>支給申請が必要なもの</u></p> <p>*600円未満の自己負担金 *入院時食事代                  *県外での診療などにより、受給者証を医療機関で使用できなかったとき</p> <p><u>国民健康保険課、市民課、各支所または日立駅前出張所の窓口で支給申請をするか、                  日立市のホームページからオンライン申請をご利用ください。</u></p> <p><b>※申請期限：診療月から5年間</b></p> <p>〈必要なもの〉</p> <p>①領収書(受給者氏名、受診年月日、金額、保険点数、医療機関名があるもの)                  ②請求するかたの銀行口座がわかるもの ③受給者証                  ※他の制度から助成があった場合は、その支給決定通知書も必要です。                  (付加給付金、マル福以外の公費負担、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度など)</p> <p>〈持っている場合に必要なもの〉</p> <p>・保険者からの高額療養費、付加給付金、家族療養費などの支給額がわかるもの</p> <p><u>自動で振り込まれるもの</u> ※同世帯の保護者のかたの口座をご登録ください。</p> <p>*受給者証を使用して受診し、自己負担金が600円の時</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>受診月</td><td>支給月</td><td>受診月</td><td>支給月</td><td>受診月</td><td>支給月</td><td>受診月</td><td>支給月</td> </tr> <tr> <td>1月</td><td rowspan="3">6月</td><td>4月</td><td rowspan="3">9月</td><td>7月</td><td rowspan="3">12月</td><td>10月</td><td rowspan="3">3月</td> </tr> <tr> <td>2月</td><td>5月</td><td>8月</td><td>11月</td> </tr> <tr> <td>3月</td><td>6月</td><td>9月</td><td>12月</td> </tr> </table> <p>・「ヒタチシマルフク」と記帳されますので、支給額とお手元の領収書をご確認ください。                  ・支給決定通知はありません。未振込の場合はお問合せください。</p>		受診月	支給月	受診月	支給月	受診月	支給月	受診月	支給月	1月	6月	4月	9月	7月	12月	10月	3月	2月	5月	8月	11月	3月	6月	9月
受診月	支給月	受診月	支給月	受診月	支給月	受診月	支給月																		
1月	6月	4月	9月	7月	12月	10月	3月																		
2月		5月		8月		11月																			
3月		6月		9月		12月																			

裏面もご覧ください

<p>受給者証を もらう</p>	<p>国民健康保険課、市民課、各支所または日立駅前出張所に〈必要なもの〉をお持ちください。</p> <p>※未申請のかたには、出生届出または転入届出後2週間以内に案内を送付します。</p> <p>〈必要なもの〉</p> <p>①健康保険の資格情報が分かるもの *資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルアプリの端末など (資格取得日、保険者番号、記号、番号、枝番、扶養者名の記載があるもの)</p> <p>②マイナンバーが分かるもの</p> <p>③申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカードまたは運転免許証)</p> <p>④市町村民税課税証明書またはマイナンバーを使用した所得照会への同意書 (④は転入されたかたのみが必要なものです)</p>
<p>受給者証を 更新する</p>	<p>受給者証は毎年、誕生月の翌月(1日生まれは誕生月)に更新があります。</p> <p><u>通知日：有効期間が終了する月の下旬</u></p> <p>*自動で更新ができるかた：受給者証を送付します。</p> <p>*窓口で手続きが必要なかた：更新手続きの案内を送付します。</p> <p>※<u>小学校終了時の更新時</u>は、市単独制度への切り替えがあるため、有効期間が3月31日までとなります。4月1日からの受給者証は3月下旬にご案内します。</p>
<p>受給者証の内容 を変更する</p>	<p>氏名、住所、健康保険等の内容に変更がある場合には、国民健康保険課、市民課、各支所または日立駅前出張所に届出をするか、オンライン申請での変更手続きをしてください。誤った内容の受給者証は医療機関で使用できません。</p> <p>〈必要なもの〉</p> <p>①健康保険の資格情報が分かるもの</p> <p>②医療福祉費受給者証</p> <p>③申請者の本人確認ができるもの</p>

オンライン申請をご利用ください!

- ・健康保険や住所等の資格内容変更
- ・受給者証の再交付
- ・自己負担金の口座登録
- ・支給申請(医療費の払い戻し)



ホームページはこちら

上記の手続きについては、オンライン申請が可能です。  
日立市ホームページ内の申請リンクからご申請ください。

お問合せ先

〒317-8601  
日立市助川町1丁目1番1号  
日立市 保健福祉部 国民健康保険課  
医療福祉係  
電話 0294-22-3111 内線 204・205  
IP 050-5528-5078